

仕様書

1 委託業務の名称

まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の企画・運営業務

2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3 委託金額の上限

金5,000,000円(税込)

4 委託料の支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであるため、留意すること。

6 事業概要

本市では、若手芸術家等の作品を多くの方にご覧いただき、多様な販売機会の創出を図ることで京都におけるアート市場の活性化につなげることを目的とし、市内の宿泊施設等の集客施設で若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」を実施している。

本事業は、公募で選定した京都市内の宿泊施設等において、アートコーディネーターの企画・調整により、京都ゆかりの若手芸術家等の作品を展示・販売するとともに、それらの施設をウェブ等で情報発信することで、芸術家・アートコーディネーターの活躍機会の提供、市内施設等への誘客を図るものである。

7 委託内容

まちなかでの若手芸術家等の作品の展示・販売を行う「ARK (Art Rhizome KYOTO)」の企画・運営に係る以下の業務を行うこと。

- (1) 年1回、秋頃に2箇月程度の会期を設け、事業を実施すること。
- (2) 京都市内の宿泊施設等の集客施設や公共施設等、10箇所程度の会場において実施すること。それらの会場の募集・選定、展示・販売スペースに係る連絡・調整を行うこと。
- (3) 作品の展示・販売を行う若手芸術家等の選定、連絡・調整を行うこと。
- (4) 本事業の企画・調整等を行うアートコーディネーターをはじめとするアート関係者には、若手を起用しその育成に取り組むこと。
- (5) 業務を推進するに当たってのスケジュール管理や支出に関する証票の管理、関係者、関係団体との調整等の進捗管理を行うこと。
- (6) 事業を実施するに当たっての広報業務（ARK 公式ホームページ及び SNS の管理運営等）及び印刷物のデザイン・印刷（印刷物の内容や数量は、本市と協議のうえ決定する）を行うこと。

8 提出物

- (1) 広報印刷物、資料等
データ及び書面等により、作成後速やかに提出すること。
- (2) 実施報告書
本業務終了後、データ及び書面により、速やかに提出すること。
なお、作品展示・販売状況等、別途本市と協議のうえ決定した事項については、随時報告すること。
※ 報告書については事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得た後に本成果物として提出すること。
- (3) 業務完了届及び請求書
業務終了後、データ及び書面により速やかに提出すること。
- (4) 本業務に関する支出に係る内訳書・根拠書類
本事業は、文化庁補助金（令和 7 年度文化芸術創造拠点形成事業）の対象予定であることから、契約期間の末日までに、本市からの委託料からの支出に係る「内訳書」と、その支出に関する「根拠書類（支出の内訳・品目・サービス内容等が記された書類、及び支払ったことを証する書類（領収書・振込明細書の写し等）」を提出すること。
- (5) その他本市が指示するもの
上記のほか、本市からの指示に応じて本業務に関する資料を提出すること。

9 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たり、制作した著作物等に係る一切の権利は本市が保有し、当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 受託者は、本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表及び転用しないこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、企画・広報内容の決定など判断を要する場合、本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、京都市の担当者に確認し、その指示に従うこと。
- (4) 各種法令及び基準等を守ること。

10 非常時対応について

自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態に、適切な措置を講じること。また、事業開催に関し、損害賠償保険、傷害保険等必要な保険に加入しておくこと。

11 その他

- (1) 本業務委託を通して知り得た情報は、第三者へ漏えいしてはならない。
- (2) 成果物に係る著作権は、本市に帰属することとし、受託者は本市の許可なく成果物の内容を公表しないこと。
- (3) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合、両者協議のうえこれを定めることとし、もし、協議が調わない場合は本市が定めるものとする。